

苧田町障害福祉計画

【障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画】

平成18年度（2006）～平成20年度（2008）

平成19年3月
苧田町

目 次

総 論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の性格と期間	2
3. 計画の策定体制	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1. 計画の基本目標	3
2. 計画の基本的な視点	3
3. 平成23年度における目標値の設定	4

各 論

第1章 新たな障害福祉サービスの全体像	6
1. 自立支援システムの全体像	6
2. 自立支援給付	7
3. 地域生活支援事業	7
4. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	7
5. サービスの体系	8
第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策	9
1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み	9
2. 障害福祉サービス・相談支援の確保の方策	15
第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	16
1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み	16
2. 地域生活支援事業の確保の方策	21
第4章 制度の円滑な実施のための方策	22
第5章 計画の推進に向けて	23

總論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

障害者施策について、国においては平成15年4月に支援費制度が導入され、従来の措置制度が契約制度へと転換し、利用者自らが必要な障害福祉サービスを選択できるようになりました。

この結果、サービス利用者数は大きく増加しました。しかし、利用者の急増に伴ってサービス費用も増大し、現状のままでは制度の維持が困難になることが予測されています。それに加え、居宅介護事業等が未実施の市町村があるなど、サービス提供体制について大きな地域格差がみられる、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていない、障害種別ごとに大きなサービス格差がある、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められている等の諸問題が生じ、障害者が地域で暮らすための基盤整備が大きな課題となっています。

こうした状況に対応して、平成17年11月に障害者自立支援法が制定され、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

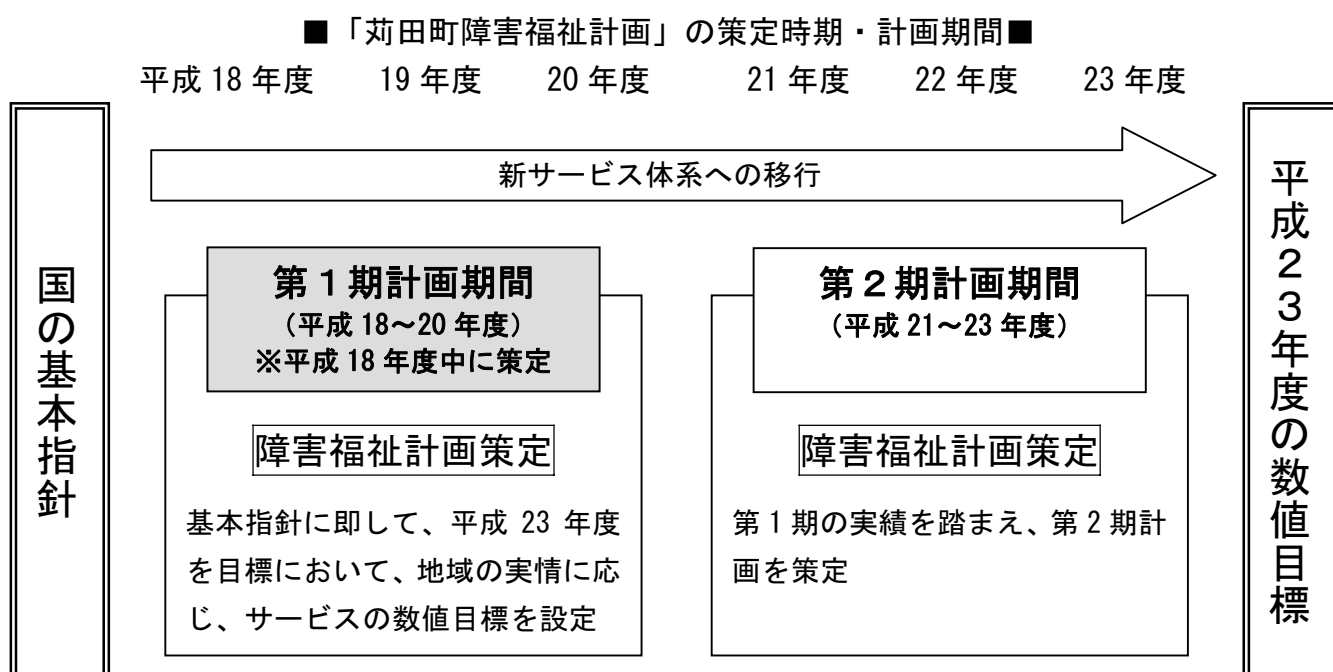
以上のことから、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制整備を図り、障害者施策をより一層推進するため「苅田町障害福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格と期間

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定される「市町村障害福祉計画」にあたるものであり、国の基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量見込みや確保の方策等を定める計画です。

この計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度を目標としつつ、その前半となる、平成 18 年度から平成 20 年度までのサービス必要量見込み等を定める計画です（第 1 期計画）。

なお、次回は平成 20 年度中に計画を見直し、平成 21～23 年度を計画期間とする「第 2 期計画」を策定します。



3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体、障害福祉に関わる関係者、保健医療関係者等の参加を得て、「苅田町障害者施策推進協議会」を設置し、障害福祉施策全般に対して検討を重ねました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

この計画は、障害のある人もない人もともに住み慣れた地域で生活できるまちを目指して、障害者が自立し、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

2. 計画の基本的な視点

計画の基本目標の実現のために、障害者自立支援法の基本方針を踏まえて、次の3つの基本的な視点に立って計画を推進します。

●障害者の自己決定と自己選択の尊重●

障害の種別、程度を問わず、障害者自らが居住する場所を選択し、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

●町が主体となったサービス提供体制の確立●

身体障害者、知的障害者、精神障害者のサービスを一元化し、町が主体となった障害福祉サービスの提供体制を確立します。

また、市町村の独自事業である「地域生活支援事業」として、本町の特性に応じたサービスを提供していきます。

●地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備●

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備します。また、サービスの基盤整備にあたっては、障害者を地域で支えるしくみづくりを実現するため、町内や圏域内の様々な社会資源を最大限に活用していきます。

3. 平成 23 年度における目標値の設定

「障害者の自立と安心を支えるサービス基盤づくり」として、施設入所者等の地域生活への移行や、一般就労への移行を推進するため、国・県の基本指針等を踏まえ、平成 23 年度を目標年度とする以下の3つの数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を推進するため、平成 23 年度までに現在の施設入所者の 1 割以上が地域生活へ移行することを目標とします。これにあわせて、平成 23 年度末時点での施設入所者数が現在の施設入所者数から 7%減少することを目指します。

項目		数 値	考え方
現入所者数	A	34 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の数値
目標年度入所者数	B	32 人	平成 23 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込み	A - B	2 人 (7%)	差し引き減少見込み数 (国の目標：7%以上)
【目標値】地域生活移行者数		3 人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 (国の目標：10%以上)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するため、平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者がすべて退院することを目標とします。

項目	数 値	考え方
現 在	16 人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	13 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす人数 (国の目標：平成 24 年度までに退院可能精神障害者の解消)

※退院可能精神障害者とは、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者をいう。

※現状値は福岡県の調査結果に基づいて設定。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、国の基本方針を参考に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の増加を目指します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標：現在の4倍以上)

※「一般就労した者」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

各論

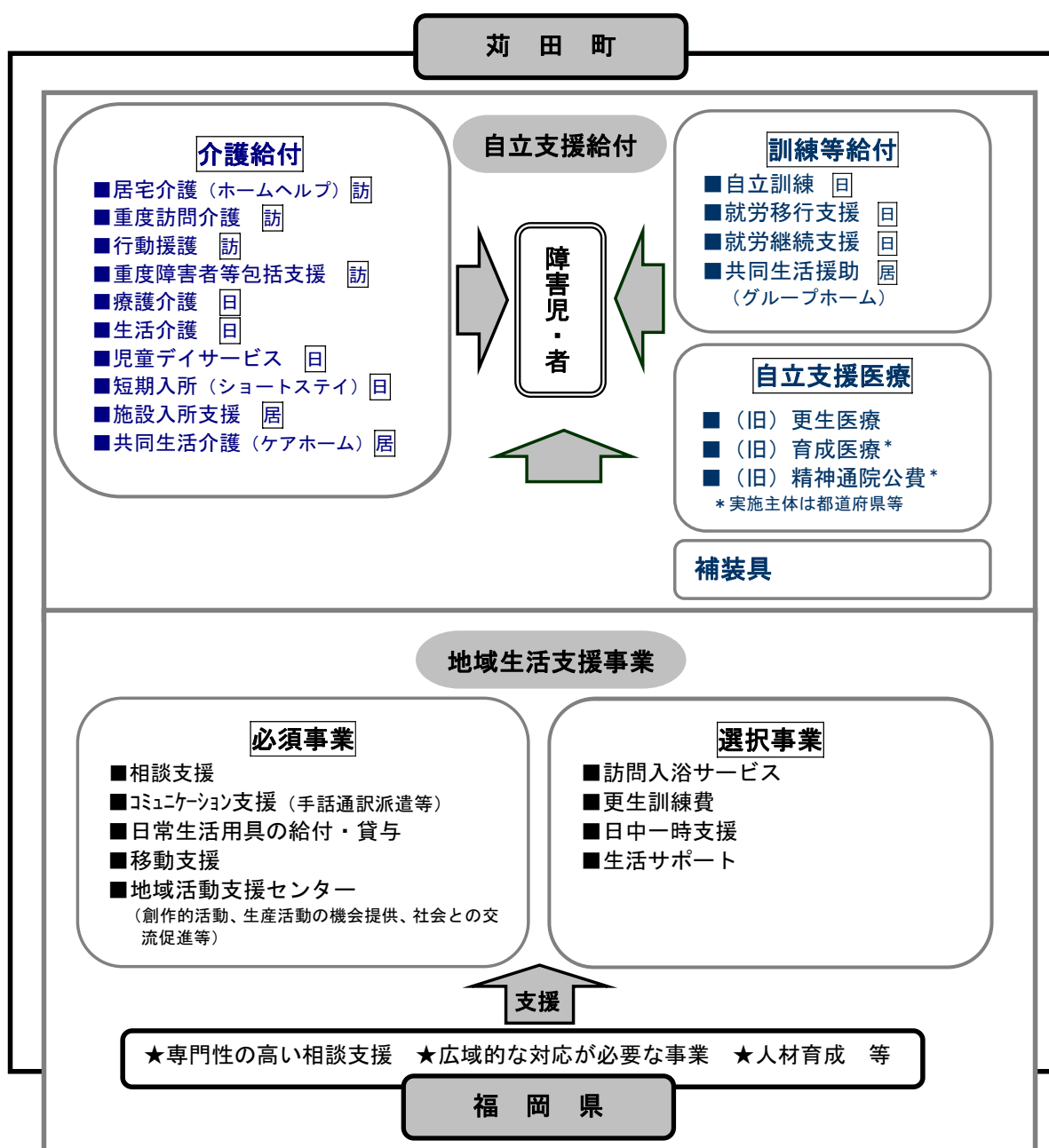
第1章 新たな障害福祉サービスの全体像

第1章 新たな障害福祉サービスの全体像

計画の前提として「障害者自立支援法」による新たなサービスの体系の概要を整理します。

1. 自立支援システムの全体像

「障害者自立支援法」の施行にともない、障害者に関わる福祉サービスの給付体系が変わりました。国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」が創設されています。



※訪：訪問系サービス、日：日中活動系サービス、居：居住系サービス

2. 自立支援給付

自立支援給付は大きく 介護給付、 訓練等給付、 自立支援医療、 補装具の4つに分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

介護給付と訓練等給付

従来、障害の種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系は「介護給付」にあたるホームヘルプ（居宅介護）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、ショートステイ（短期入所）、療養介護、生活介護、施設入所支援、ケアホーム（共同生活介護）と、「訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム（共同生活援助）の2種類の体系に再編されました。

自立支援医療

従来、障害の種別ごとに「更生医療」「育成医療」「精神通院医療公費」に分かれていた公費負担医療制度も、一元化され「自立支援医療」となりました。

補装具

従来の補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、自立支援給付に位置づけられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されました。

これまで補装具は、いわゆる現物給付でしたが今後は金銭給付となるとともに利用者が1割を負担することとなっています。

3. 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体となる事業として法定化されました。

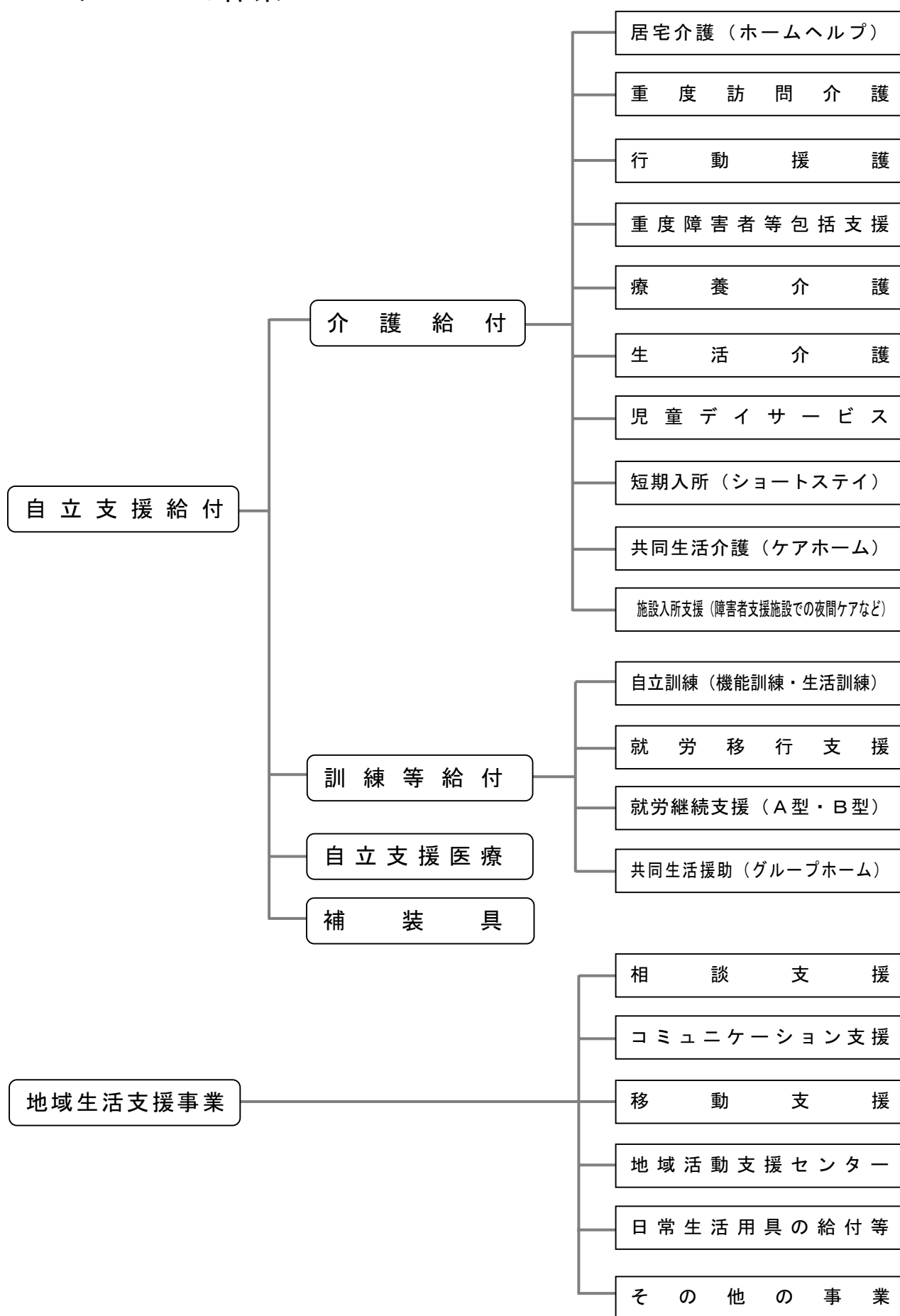
「地域生活支援事業」のうち、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」は必須事業です。このほか、地域の実情に応じて日中一時支援事業などの「その他の事業」を任意に実施することができます。

4. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

苅田町が、これまで行ってきた障害者に対するサービスの中で自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行わない町独自の事業があります。

これらのサービスについては、当面の間現行と同様にサービスの提供を行うとともに、今後、新サービス体系への移行を含めた適切な事業の位置づけの検討を行っていきます。

5. サービスの体系



第2章 障害福祉サービス・相談支援の 必要量見込みと確保の方策

第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策

1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み

平成 20 年度までの各年度及び平成 23 年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

なお、必要量の見込みは、国から配布された推計ワークシートに、これまでのサービス利用実績やサービス事業所の新体系への移行等を勘案して算出しています。

(1) 訪問系サービス

[1]居宅介護（ホームヘルプ）（法第5条第2項）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

現在のホームヘルプサービスの身体介護と家事援助サービスが移行します。利用実績が伸びているため、今後も利用量の増加を見込みます。

[2]重度訪問介護（法第5条第3項）

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障害者を対象に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

現在のホームヘルプサービスの利用実績が伸びているため、今後も利用量の増加を見込みます。

[3]行動援護（法第5条第4項）

常に介護を必要とする重度の障害者を対象に、危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

現在のホームヘルプサービスの利用実績が伸びているため、今後も利用量の増加を見込みます。

[4]重度障害者等包括支援（法第5条第9項）

常時介護を必要とする障害者で介護の必要の程度が著しく高い場合を対象に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

的確にニーズを把握しながら、サービス事業者を確保し、当該サービスが必要な人が適切に利用できるよう努めます。

■訪問系サービスの必要量見込み■

単位：(時間/月)

サービス名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
居宅介護（ホームヘルプ）	357	399	447	604
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

(2) 日中活動系サービス

[1]療養介護（法第5条第5項）

医療を要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。

主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

[2]生活介護（法第5条第6項）

常時介護が必要な障害者で、障害程度区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害程度区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。

事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

[3]児童デイサービス（法第5条第7項）

障害児が対象となります。

日常生活の基本動作の習得や集団生活に適應するための適切な指導や訓練のサービスを提供します。

[4]短期入所（ショートステイ）（法第5条第8項）

介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

[5]自立訓練（機能訓練）（法第5条第13項）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策**[6] 自立訓練（生活訓練）（法第5条第13項）**

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者、精神障害者が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

[7] 就労移行支援（法第5条第14項）

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障害者が対象となります。

定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

[8] 就労継続支援（A型）（法第5条第15項）

一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害者が対象となります。

一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

[9] 就労継続支援（B型）（法第5条第15項）

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった障害者が対象となります。

雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

■ 日中活動系サービスの必要量見込み ■

単位：(人日/月、療養介護のみ人/月)

サービス名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
療養介護	0	0	0	0
生活介護	588	970	1,195	1,559
児童デイサービス	95	95	95	95
短期入所（ショートステイ）	41	49	58	85
自立訓練（機能訓練）	6	16	21	27
自立訓練（生活訓練）	40	88	111	146
就労移行支援	109	242	297	379
就労継続支援（A型）	3	6	51	232
就労継続支援（B型）	54	127	239	604

※現行サービス事業所の新体系への移行等を加味して推計。

(3) 居住系サービス

[1] 共同生活介護（ケアホーム）（法第5条第10項）

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上の場合に対象となります。

家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつなどの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

[2] 施設入所支援（法第5条第11項）

生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

[3] 共同生活援助（グループホーム）（法第5条第16項）

就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策

■居住系サービスの必要量見込み■

単位：(人/月)

サービス名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
施設入所支援	38	40	41	42
共同生活介護（ケアホーム）	5	6	9	16
共同生活援助（グループホーム）				

(4) その他のサービス（相談支援事業）

[1] 相談支援

福祉サービスの利用援助等の支援（ケアプラン作成）を実施します。

■相談支援事業の必要量見込み■

単位：(人/月)

サービス名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
相談支援	7	11	13	19

(5) サービス見込量一覧

区分	サービス名	必要量見込み				
		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
訪問系 サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	時間/月	357	399	447	604
	重度訪問介護	時間/月				
	行動援護	時間/月				
	重度障害者等包括支援	時間/月				
日中 活動系 サービス	療養介護	人/月	0	0	0	0
	生活介護	人日/月	588	970	1,195	1,559
	児童デイサービス	人日/月	95	95	95	95
	短期入所（ショートステイ）	人日/月	41	49	58	85
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	6	16	21	27
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	40	88	111	146
	就労移行支援	人日/月	109	242	297	379
	就労継続支援（A型）	人日/月	3	6	51	232
	就労継続支援（B型）	人日/月	54	127	239	604
居住系 サービス	施設入所支援	人/月	38	40	41	42
	共同生活介護（ケアホーム）	人/月	5	6	9	16
	共同生活援助（グループホーム）	人/月				
その他の サービス	相談支援	人/月	7	11	13	19

2. 障害福祉サービス・相談支援の確保の方策

サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

ケアホーム、グループホーム等の地域での居住の場が確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。

ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

第3章 地域生活支援事業の 必要量見込みと確保の方策

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

1 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み

市町村が独自に取り組む「地域生活支援事業」として、本町では以下の事業を実施します。

(1) 必須事業

[1] 相談支援事業

障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業であり、従来は「障害者ケアマネジメント事業」として実施していた事業です。

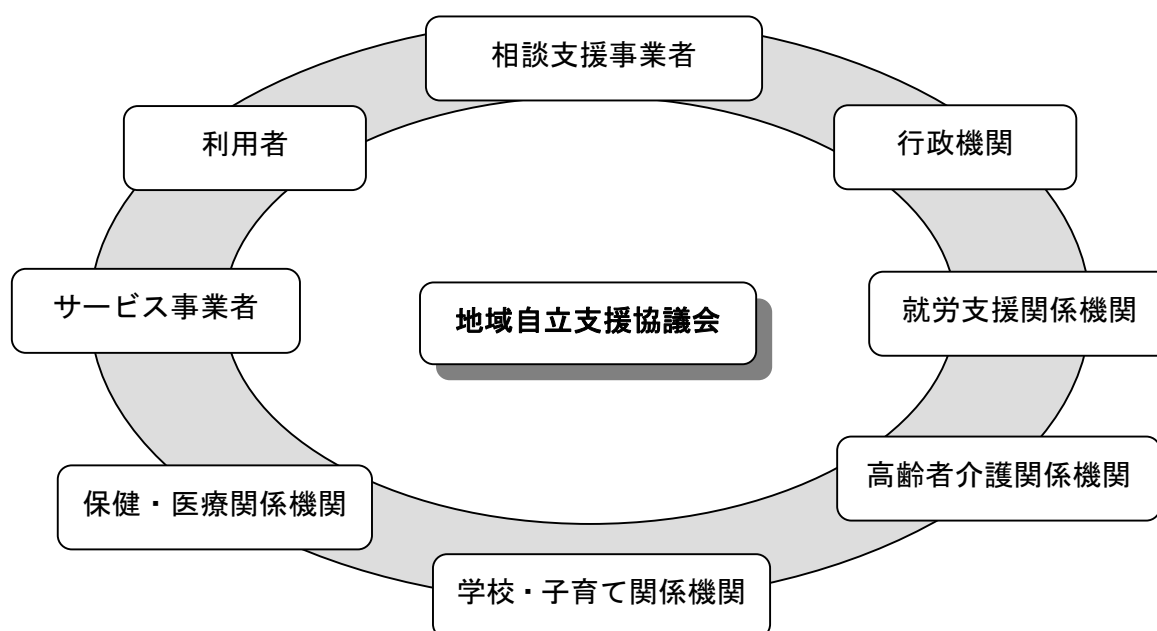
地域自立支援協議会【新規】

相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりの中核として、関係機関・団体による「地域自立支援協議会」を設置します。

■ 相談支援事業の必要量見込み ■

サービス名	単位 (年間)	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
障害者相談支援事業	実施か所数 (か所)	0	1	2	3
地域自立支援協議会	設置数 (組織)	0	0	1	1

■ 地域における相談支援体制《地域自立支援協議会》のイメージ ■



[2] コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■コミュニケーション支援事業の必要量見込み■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
コミュニケーション支援事業	1か月あたりの利用者数（人）	5	10	12	15

[3] 移動支援事業

従来、「在宅生活支援事業」として実施していた事業であり、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

■移動支援事業の必要量見込み■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
移動支援事業	実施か所数（か所）	10	10	11	13
	1か月あたりの利用者数（人）	10	12	14	20
	1か月あたりの延べ利用時間数（時間）	55	66	77	110

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

[4] 地域活動支援センター機能強化事業 【新規】

創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターには ～ 型の3類型があります。機能強化事業として 型0カ所、型1カ所、型1カ所（計2カ所）への支援・機能強化に取り組みます。

■ 地域活動支援センターの概要 ■

種類	内容
I 型	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。 ○基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ○相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
II 型	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「居宅生活支援（デイサービス）」に該当するもの。 ○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
III 型	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。

※地域活動支援センターでは、I～III型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

■ 地域活動支援センターの必要量見込み ■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
地域活動支援センター（I型）	実施か所数（か所）	0	0	0	0
	1か月あたりの利用者数（人）	0	0	0	0
地域活動支援センター（II型）	実施か所数（か所）	0	1	1	1
	1か月あたりの利用者数（人）	0	20	25	30
地域活動支援センター（III型）	実施か所数（か所）	0	0	0	1
	1か月あたりの利用者数（人）	0	0	0	25

[5] 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図り、また、「住宅改修費」等により、障害者の住まいの改善を支援します。

■日常生活用具給付等事業の概要■

種類	内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費	障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■日常生活用具給付等事業の必要量見込み■

サービス名	単位 (年間)	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
介護訓練支援用具	実施件数 (件)	2	4	6	8
自立生活支援用具	実施件数 (件)	4	6	6	8
在宅療養等支援用具	実施件数 (件)	2	4	6	10
情報・意思疎通支援用具	実施件数 (件)	15	20	20	23
排泄管理支援用具	実施件数 (件)	52	324	336	360
住宅改修費	実施件数 (件)	1	2	2	3

(2) その他の事業（選択事業）

[1] 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■ 訪問入浴サービス事業の必要量見込み ■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数 (か所)	1	1	1	1
	1か月あたりの 利用者数(人)	1	1	1	2

[2] 更生訓練費支給事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■ 更生訓練費支給事業の必要量見込み ■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
更生訓練費支給事業	実施か所数 (か所)	3	3	3	3
	1か月あたりの 利用者数(人)	4	4	4	4

[3] 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

■ 日中一時支援事業の必要量見込み ■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
日中一時支援事業	実施か所数 (か所)	9	9	10	13
	1か月あたりの 利用者数(人)	5	8	11	21

[4]生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。

■生活サポート事業の必要量見込み■

サービス名	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
生活サポート事業	実施か所数 (か所)	1	1	1	1
	1か月あたりの 利用者数(人)	0	1	2	3

2. 地域生活支援事業の確保の方策

委託する事業については、サービス事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

法定サービス以外の、障害者の日中活動の場として重要な役割を果たす「地域活動支援センター」については、小規模作業所等が円滑に事業移行できるよう支援していきます。

第4章 制度の円滑な実施のための方策

第4章 制度の円滑な実施のための方策

(1) 障害者自立支援法の周知

障害者が「障害者自立支援法」に基づく新たなサービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障害の種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障害者と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 公正な認定区分審査の実施

介護給付等の支給決定に関する認定審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して認定審査員の研修等を実施していきます。

(3) 地域生活移行や就労移行に向けた関係機関等との連携

「障害者自立支援法」が目指す障害者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、新たに設立する「地域自立支援協議会」を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障害者の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

(4) 障害者福祉施策全般の推進

この計画は「障害者自立支援法」に基づき、障害福祉サービスの見込み量や確保の方策等を定める計画ですが、障害者が地域で安心して生活し続けるためには、障害福祉サービスの基盤整備だけでなく、障害児に対する療育・教育体制の充実、住まいの場の確保やバリアフリーのまちづくりなど、障害者の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。

このため、「障害者基本法」に基づく障害者福祉施策全般に関わる計画である「荻田町障害者長期計画」(平成19年度～平成28年度)と一体となって障害者を取り巻く環境整備に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の点検・評価

各年度において、サービス見込み量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会等の外部機関からの意見反映に努めます。

(2) 県・近隣市町村との連携

この計画においては、サービスの基盤整備など、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、福岡県をはじめ、京築地域の各市町村との連携を密に取りながら、計画を推進していきます。

苅田町障害福祉計画

【障害者自立支援法（第 88 条）に基づく、
障害福祉サービス等の確保に関する実施計画】

発行 苅 田 町 役 場
〒800-0392 京都郡苅田町富久町 1-19-1
TEL 093-434-1111（代表）

発行年月 平成 19 年 3 月



荻田町